

## 民間学童保育室の設置にあたっての基準

令和4年11月30日 市長決裁

### 1 設置の要件

民間学童保育室の新たな設置については、次の要件に該当する場合に設置を進めるものとする。なお、ここでいう民間学童保育室とは、児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づき市へ届け出を行い、狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第16号）に基づき運営を行う施設をいう。

- (1) 直近の4月1日時点において、待機児童が発生している場合。又は、地域開発の影響や学校の統廃合、学区の変更等により、小学校の児童数が増加傾向にある等、待機児童の発生が懸念される場合。
- (2) 設置者の財務状況や設置場所の借地借家の状況等を勘案し、事業の継続性が見込めると市が判断した場合。
- (3) 開室日数及び開室時間が、公立学童保育室と同水準である場合。
- (4) 設置する学区外の児童の受け入れを行う場合は、安全な送迎手段が確保されていると市が判断した場合。
- (5) 事業終了時にかかる経費については、設置者が負担すること。
- (6) その他、市が設置の必要があると判断した場合。

### 2 優先設置

施設の設置にあたっては、次のいずれか又は複数の事由に該当する地域の児童の受け入れが可能な施設の設置を優先するものとする。

- (1) 小学校の余裕教室を利用した整備又は小学校の敷地内の施設の整備が困難である場合。
- (2) 直近の4月1日時点の登録児童数が71人以上の大規模学童保育室を設置している地域である場合。
- (3) 「狭山市立学童保育室条例（昭和47年12月26日条例第58号）」に定める入室定員を超えた弾力的な受け入れを行っている地域である場合
- (4) その他、市が優先する必要があると判断した場合。

### 3 その他

設置、運営等に係る補助については、「狭山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱」に則り実施すること。